

奈良県告示第二百四十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定による道路を次のとおり指定した。

平成二十六年十月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 道路の種類

道路法（昭和二十七年法律百八十号）による道路

二 路線名

一般県道寺前千股線二五五号

三 道路の指定区域

吉野郡大淀町大字中増二三六三番三から吉野郡大淀町大字中増二四五七番二まで

四 道路の幅員 九・五〇メートルから一五・五メートル

五 道路の延長 二〇〇・〇メートル

六 指定年月日 平成二十六年十月七日